［(ｲ)・(ｳ)　略］	［(ｲ)・(ｳ)　同左］
［(3)～(7)　略］	［(3)～(7)　同左］
［3・4　略］	［3・4　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

○国家公安委員会告示第五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。		国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	
一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分		一　［同上］	
路線名	区間	路線名	区間
［略］		［同上］	
四十五号	仙台市から宮城県宮城郡利府町まで	四十五号	仙台市から宮城県宮城郡利府町まで
	宮城県宮城郡松島町から同県本吉郡南三陸町まで		宮城県宮城郡松島町から登米市まで
	青森県三戸郡階上町から八戸市大字坂牛まで		青森県三戸郡階上町から八戸市大字坂牛まで
	八戸市大字市川町から青森県上北郡おいらせ町まで		八戸市大字市川町から青森県上北郡おいらせ町まで
	青森県上北郡六戸町から同郡東北町まで		青森県上北郡六戸町から同郡東北町まで
［略］		［同上］	
三百十二号	宮津市から京丹後市まで	三百十二号	宮津市喜多から同市須津まで
	兵庫県朝来郡和田山町から姫路市まで		兵庫県朝来郡和田山町から姫路市まで
［略］		［同上］	
［二～四　略］		［二～四　同上］	
備考　表中［　］の記載は注記である。			

附　則

この告示は、平成二十八年十月三十日から施行する。